

平成 28 年 11 月 1 日

国家公務員の働き方改革を推進するための テレワーク・リモートアクセス環境整備の実態調査 (結果)

総務省では、柔軟な働き方を可能とする国家公務員のテレワークを推進する観点から、内閣官房内閣人事局及び IT 総合戦略室と共同で、各府省の取組状況や推進のための課題を調査し、その結果を取りまとめ、各府省に通知することとしましたので、公表します。

(連絡先)

総務省行政評価局

評価監視官（財務、文部科学等担当）

担 当：羽田、北浦、片桐

電 話：03-5253-5434（直通）

F A X：03-5253-5436

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

※ 調査結果は、総務省ホームページに掲載しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/ketsuka_nendo/h28.html

国家公務員の働き方改革を推進するための テレワーク・リモートアクセス環境整備の実態調査 (結果)

平成28年11月1日

内閣官房 内閣人事局、IT総合戦略室
総務省 行政評価局

調査の趣旨・概要

1. **国家公務員の「働き方改革」**を一層推進するには、柔軟な働き方を可能とする **テレワークの推進** や、その前提となる **リモートアクセス環境の整備** に重点的に取り組む必要
2. **昨年度の国家公務員のテレワーク実績** (外局含む本府省等) は、**対前年度比で約3倍** に増加 (1,592人、6,841人日) もっとも、**職員全体に占める実施割合は3%強** にとどまっているため、**更なる向上を目指す必要**
(出典： 国家公務員テレワーク取組状況等調査 [H28.4 内閣官房IT総合戦略室、内閣人事局])
3. 今回、内閣官房内閣人事局・IT総合戦略室及び総務省行政評価局が共同で、各府省の現在の取組状況や課題認識を把握し、これらの横展開を図ることで、**各府省が自府省の取組水準・位置付けを認識し、先行する府省の水準に近づくよう取組を進める動機付け**となるよう、

I. 働き方改革への姿勢・意識レベルの高さ

II. テレワークの推進状況

III. リモートアクセス環境の状況

について調査を行った。【対象:22府省等(※) 調査期間: 平成28年9月21日～10月11日】

(※) 内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

< 今回の調査における「テレワーク」「リモートアクセス環境」の考え方 >

・テレワーク

ICT(情報通信技術)を利用し、自宅等において勤務すること
(具体例)

- ・ 育児・介護のため在宅せざるを得ない場合、怪我のため歩行困難な状況にある場合、悪天候・災害等により交通機関が途絶している場合等に、自宅において、通信機器を用いて業務を行う。

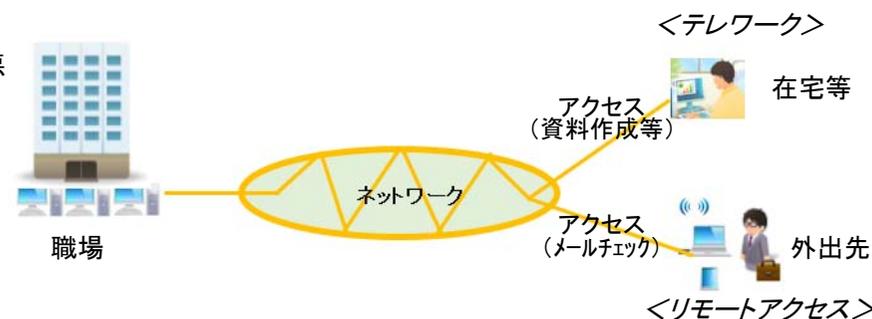
・リモートアクセス環境

職場外から、個人に割り当てられた業務用PC又は私用端末により職場の情報にアクセスし、業務遂行が可能となるような通信環境(メール等)

(具体例)

- ・ 職場外(ex.用務先への移動中、自宅)において、職場メールの確認や職場の共有フォルダ内にある資料の閲覧等を行うことができるような環境

< ※ イメージ図 >



I. 働き方改革について

1 「働き方改革」におけるテレワーク・リモートアクセス環境の必要性等に関する検討状況

おおむね全ての府省等で、テレワーク・リモートアクセス環境の整備を「働き方改革」を推進していくために必要な手段と位置付けている。

- **目標(とする利用イメージや効果等)を持った環境整備を行い、利用状況や得られた効果等の実態及び職員のニーズを把握した上で、改善目標を立てている。(12府省等)**

＜例＞ 前年度のテレワークの実施状況等を踏まえ、翌年度の目標数(一人当たり平均年2回:6,800人日)を設定 (厚生労働省)
女性アドバイザリーボードの要望を踏まえ、退庁後のテレワーク実施を可能とするよう検討中 (国土交通省)
リモートアクセス可能な端末の過去4年間の使用実績や運用ニーズを踏まえ、職場外で利用するタブレット端末等を今年度末に整備予定 (防衛省)

- 一方、
 - テレワーク又はリモートアクセスの環境整備について、具体的な目標を持つに至っていない。
テレワーク : 7府省等 (人事院、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、復興庁、法務省、環境省)
リモートアクセス : 9府省等 (内閣官房、人事院、宮内庁、警察庁、復興庁、法務省、外務省、農林水産省、環境省)
 - 職員のニーズの把握に至っていない。(2府省等) (宮内庁、個人情報保護委員会)

2 テレワーク・リモートアクセス環境の整備に必要な予算措置の状況

- **テレワーク・リモートアクセス環境の計画的な整備に必要な予算は十分又はおおむね確保済 (11府省等)**
- 一方、引き続き予算措置が必要 (10府省等)
 - 平成29年度予算として要求中 (7府省等) (警察庁、消費者庁、外務省、厚生労働省、経済産業省、環境省、防衛省)
 - 平成30年度以降の予算として要求予定 (3府省等) (人事院、農林水産省、国土交通省)
- 予算措置が必要か否か検討未了 (1府省等) (法務省)

※ 政府共通PFリモートアクセス環境が提供された(平成29年2月)後に予算措置の要否を検討予定

Ⅱ. テレワークについて①-1 (テレワークの実施状況)

1 テレワークの導入状況

- **本格導入済み(13府省等)** [所要のシステム整備が済み、実施ルール・勤務形態が確立]
- **試行段階(9府省等)** (内閣法制局、警察庁、個人情報保護委員会、復興庁、法務省、財務省、農林水産省、環境省、防衛省)
(理由) 環境整備(機器の台数増、セキュリティ確保対策等)が必要、テレワークに対する職場理解の向上が必要

2 テレワークの対象職員 (本府省内部部局の常勤職員)

- **全ての職員がテレワークの対象(5府省等)** (内閣府、金融庁、消費者庁、厚生労働省、環境省)
- **一定の要件を設定(17府省等)**
 - **一定の勤務経験・成績・態度、業務遂行能力がある職員** (内閣官房、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省)
(理由) 職務専念義務を果たせる職員であるか、在宅でも職場と遜色ない成果を上げられる職員であるかを判断するため 等
 - **子の養育・介護・妊娠・怪我等の事情により、通勤・職場勤務が困難である職員** (人事院、警察庁、復興庁、外務省、文部科学省、国土交通省、防衛省)
(理由) 端末の台数に制限があるため、業務の生産性・効率性の向上や職員のワーク・ライフ・バランスの改善といった効果を目的としているため 等
 - **特定の部署に勤務している職員** (内閣法制局、外務省)
(理由) 試行段階にあるため、端末の台数に制限があるため。
 - **一定の役職又は職種にある職員** (農林水産省)
(理由) どのような業務がテレワーク可能か検証中のため。
 - **局部課等の長が指名する職員** (法務省)
(理由) 実施時期や業務内容等の妥当性を判断する必要があるため。
 - **業務の生産性向上等が期待できる職員** (外務省、文部科学省、国土交通省) / **検討の資を得るため必要な職員** (警察庁、防衛省)
(理由) 業務の生産性・効率性の向上を目的としているため。 / 試行段階にあるため。

3 テレワークの対象業務 (本府省内部部局の常勤職員)

- **業務は限定していない(20府省等)** (テレワーク希望者から申請があれば、明らかに実施困難と思われる場合を除き、認める。)
(今後、対象業務について検討(警察庁、法務省))
- **念頭に置いている業務がある(2府省等)**
国会業務(外務省) 調査・統計業務(内閣法制局) その他[資料作成、外部との連絡・調整等](内閣法制局、外務省)

Ⅱ. テレワークについて①-2 (テレワークの実施状況)

4 テレワークに使用可能な端末

- **日常業務で使用する業務用端末、私用端末が使用可能(1府省等)** (総務省)
日常業務で使用する業務用端末、貸与公用PCが使用可能(1府省等) (経済産業省)
- **貸与公用PC、私用端末が使用可能(4府省等)** (公正取引委員会、金融庁、財務省、厚生労働省)
貸与公用PCのみ(16府省等) (内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、警察庁、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、法務省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省)

5 テレワーク可能な勤務単位

- **「時間」単位でテレワークが可能(18府省等)**
- **「1日」・「半日」のいずれかの単位でテレワークが可能(2府省等)** (宮内庁、環境省)
「1日」単位のみテレワークが可能(2府省等) (個人情報保護委員会、復興庁)

※「時間」単位のテレワークを認めていない理由

勤務時間管理が困難なため、育児・介護等の事情がある職員の通勤による身体的・時間的負担がなくなる効果を重視しているため 等

6 テレワーク実施回数の上限

- **回数の上限なくテレワークが可能(12府省等)**
- **「週」又は「月」単位で回数の上限を設定(10府省等)** (人事院、宮内庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、農林水産省、経済産業省、環境省)

※回数に上限を設ける理由

職員の健康の保持等に配慮する必要があるため、業務遂行円滑化に職場における対面でのコミュニケーションが必要なため 等

7 テレワーク実施の申請期限

- **当日の申請が可能(5府省等)** (警察庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省)
- **前日までに申請(6府省等)** (内閣法制局、公正取引委員会、個人情報保護委員会、財務省、環境省、防衛省)
- 2日以上前までに申請(11府省等)**

（2日前又は3日前までに申請(内閣官房、内閣府、消費者庁、農林水産省)

7日前までに申請(宮内庁、金融庁、法務省) 10日前までに申請(文部科学省) 14日前までに申請(人事院、復興庁、外務省)

※「当日の申請」が認められない理由

上司の承認等の手続を完了させるのに一定の時間が必要なため、貸出用端末の準備に一定の時間が必要なため 等

Ⅱ. テレワークについて②-1 (各府省等が考えるテレワークを推進する際の課題)

1 テレワークの更なる環境整備

- LAN環境の改善、テレワーク用端末台数の拡充、機密情報に対するセキュリティ強化が課題 (9府省等)
(人事院、警察庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省、防衛省)
- **テレワークのための環境整備の取組例**
 - 職場パソコンの持ち帰りを実施 (2府省等) (総務省、経済産業省)
例) セキュリティの安全を確保した上で、職場の全個人パソコンをテレワークで利用可能 等
 - セキュリティの安全を確保した上で、私物パソコンを利用 (5府省等) (公正取引委員会、金融庁、総務省、財務省、厚生労働省)
例) トークンを250個から1,000個に拡充、USBシンククライアント200個整備 等
 - 情報認定基準についての見直し (1府省等) (外務省)
例) 「機密性3」以上とする情報認定基準について見直しの検討

2 テレワークに対する職場の理解・意識の向上

- 職場の理解・意識の向上が課題 (7府省等) (個人情報保護委員会、復興庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、防衛省)
- **テレワークに対する職場の理解・意識の向上を図るための取組例**
[トップによる指導・管理職等による実践]
 - ワークライフバランス推進月間等に、大臣から全職員宛に、積極的な利用を促すメッセージを発信
(27年度:総務大臣、28年度:厚生労働大臣) (総務省、厚生労働省)
 - ワークライフバランス推進月間等に、幹部職員や管理職員が率先してテレワークを実施 (8府省等)
(内閣官房、内閣府、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、防衛省)
 - モデル課室において、管理職を含めた職員(実施が困難な職員を除く。)がテレワークを実施 (1府省等)
(財務省)
[説明会の実施]
 - 職員や各部局担当者等に対して、テレワークに関する説明を実施し、希望者が利用しやすくなるように支援 (3府省等) (宮内庁、公正取引委員会、厚生労働省)
 - 先進府省の担当者を講師として招き、本省人事担当・庶務担当者向けに説明会を実施 (1府省等) (財務省)
[職員の声の把握]
 - アンケートの実施 (5府省等) (人事院、内閣府、総務省、財務省、国土交通省)

Ⅱ. テレワークについて②-2 (各府省等が考えるテレワークを推進する際の課題)

3 テレワーク実施職員の勤怠管理

- テレワーク実施職員に対する勤怠管理の適正確保が課題(4府省等) (人事院、内閣府、財務省、環境省)
- **勤怠管理のための取組例**
 - メール・電話を使用した確認(全ての府省等)
 - 業務日報や成果物の提出(16府省等) (人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)
 - インスタントメッセージ(Lync)による在席状況の確認(3府省等) (総務省、厚生労働省、経済産業省)

4 各府省等が考えるその他の課題(使い勝手等)

- 仕事を進める上で、紙の書類が多く、在宅勤務の際にそれらの書類を参照しないと仕事ができない(ペーパーレスの推進)。
- セキュリティ上、問題のないリモートアクセス環境の例があれば示してほしい。
- テレワーク用の公用携帯の台数が限定されるため、自宅勤務時の通信費の負担が職員にとって、テレワーク利用のボトルネックとなっている。
- テレワーク可能な業務の切り分けは、各所属課室に判断を委ねているが、業務の性質上、個人情報等の情報を取り扱うため、テレワークに馴染む業務が少ない。
- テレワーク勤務にあっては、育児・介護等の時間的制約がある職員以外の職員のテレワーク勤務におけるメリット(「通勤不要」以外)を見いだしづらいため、過度な利用促進は困難であると考えている。

上記取組の結果、テレワーク実績が顕著な例

■総務省	1,252人日(平成26年度)	→	4,716人日(平成27年度)	前年度比377%
■厚生労働省	489人日(平成27年度)	→	2,140人日(平成28年8月末時点)	前年度比438%
■経済産業省	247人日(平成26年度)	→	958人日(平成27年度)	前年度比388%

Ⅲ. リモートアクセスの状況

1 リモートアクセス環境の整備状況

- **おおむね整備済みと認識（16府省等）**
- 今後更に環境整備が必要と認識（6府省等）
 - 試行運用の環境は整備済み（2府省等）（農林水産省、環境省）
 - 試行運用の環境も含め今後整備予定（4府省等）（人事院、宮内庁、警察庁、法務省）

2 リモートアクセスのための要件（試行を含め環境整備済みと認識する18府省等の本省内部部局一般職についての状況）

- **特段の要件を設けていない（12府省等）**（内閣官房、内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）
- 一定の要件を設けている（6府省等）
 - 常勤職員であること（5府省等）（内閣法制局、財務省、厚生労働省、経済産業省、防衛省）
 - 特定の部署の職員、出張時の利用（2府省等）（内閣法制局、厚生労働省）
 - 一定の勤務経験・成績・態度、業務遂行能力（1府省等）（公正取引委員会）

3 使用可能な端末（試行を含め環境整備済みと認識する18府省等の状況）

- **公用・私用のPC、スマートフォン等を使用可能（9府省等）**
（公正取引委員会、金融庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省）
- **私用のPC、スマートフォン等は使用できず、公用端末（個人に割り当てられた業務用端末ではなくテレワーク時に貸与されたPCや、貸与された公用の携帯電話・スマートフォン等）のみ使用可能（9府省等）**
（内閣官房、内閣法制局、内閣府、個人情報保護委員会、消費者庁、復興庁、農林水産省、国土交通省、防衛省）